

新潟市市長公用車運行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が使用する庁用自動車(以下「市長公用車」という。)の適正かつ効率的な運行を図るため、新潟市庁用自動車管理規程(平成20年新潟市訓令第6号。以下「管理規程」という。)に定めるもののほか、市長公用車の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公務 地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の2第1項に規定する地方公共団体の役割を果たすうえで必要な業務又はこれに準ずる業務をいい、市長において地方公共団体の長として相手方との友好又は信頼関係の維持増進を図ることを目的とする会合等に出席する場合であつて、これに出席することが社会通念上儀礼の範囲にとどまるものを含む。
- (2) 庁用自動車 管理規程第2条に規定する庁用自動車をいう。
- (3) 運転日誌 管理規程第7条に規定する自動車運転日誌をいう。

(市長公用車の設置)

第3条 市長は、地方公共団体の長として広範かつ重要な職責を有することから、機動的な交通手段を確保し、危機管理を徹底するため、市長公用車を設置する。

- 2 総務部総務課長は、市長公用車を管理規程第3条第2項に規定する一般車として、整備及び管理を行い、秘書課長に対し貸し出すものとする。
- 3 前項の規定による貸出依頼手続は、毎年度、秘書課長が総務部総務課長に対し行う。

(市長公用車の使用)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、市長公用車を使用することができる。

- (1) 公務を行う場所に移動する場合
- (2) 公務を行う場所と市長の自宅又は事務所その他日常活動の拠点との間を移動する場合
- (3) 公務以外の用務が公務の合間にあり、前後の公務を円滑に遂行する観点から機動性を確保する必要がある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、危機管理の徹底等の観点から特に必要がある場合

2 市長公用車には、公務に関係のある者に限り同乗することができる。ただし、市長が特に必要と認める場合については、この限りでない。

(使用する場合の判断)

第5条 市長公用車の使用は公金の支出の性格を有することから、市長は、その使用について、地方自治法第2条第14項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条等の各条文の趣旨を踏まえて判断するものとする。

(職員による使用)

第6条 市長が市長公用車を使用しない時間において、職員は、業務のために市長公用車を使用することができる。

(運転日誌)

第7条 市長公用車を運転する職員は、使用後に運転日誌を作成し、市長公用車の管理者である総務部総務課長に提出する。

2 運転日誌は、管理者である総務部総務課長から秘書課長へ回議する。

(その他)

第8条 副市長及び参与が使用する庁用自動車については、市長公用車の例による。

附 則

この要綱は、平成30年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。